

小牧市介護予防・生活支援 住民主体サービスとは…

令和2年7月から
新しく始まった
サービスです！

目的

小牧市においても高齢化が進展し、支援が必要な高齢者が増加しております。このような状況の中、高齢者を支えようとNPO法人や市民団体が通いの場の運営、移動支援を行う等、住民主体の活動が端緒についたところであり、こうした活動を介護保険のサービスとして位置付けるとともに、多様な担い手による介護予防・生活支援住民主体サービスの充実を図るため、事業を実施する団体に対し補助金を交付することといたしました。

補助 対象者

- ・構成員が3名以上であること。
- ・政治活動又は宗教活動を目的としないこと。
- ・団体の構成員が、暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- ・法人市民税の課税対象である団体の場合は、市民税の申告を行っており、市税を滞納していないこと。

補助対象経費

利用対象者は、**事業対象者、要支援1～2、及び要介護1～5の一部の方**です。

サービス種別	補助事業の概要	補助金額及び上限額／年・月
住民主体訪問型サービス	住民主体による自主活動として行う生活援助（ごみ出し、掃除、洗濯、買い物、調理等）	利用者1人当たり 日額300円 年額上限36万円
移動支援訪問型サービス(I)	住民主体による通院や買い物等に際し自動車による送迎の乗降介助	月額3万円（月に10人以上の利用が必要） 〔実施回数による加算〕利用者1人につき、1回200円 月額上限2万円
移動支援訪問型サービス(II)	住民主体通所型サービスや一般介護予防事業の通いの場への自動車による送迎支援 (当該住民主体通所型サービスを行う団体とは別の団体が実施する場合に限る。)	月額3万円（月に10人以上の利用が必要） 〔実施回数による加算〕利用者1人につき、1回200円 月額上限2万円
住民主体通所型サービス	要支援者や事業対象者を中心とする運動、交流等の多様な活動を行う住民主体による自主的な通いの場の提供 (月に2回以上定期的な開催が必要) (1回当たり2時間以上、かつ5人以上参加すること) (利用者の半数以上が「事業対象者」、「要支援1又は2の方」及び「要介護認定を受ける前から継続してサービスを利用している要介護1～5の方」であることが必要)	利用者1人当たり 日額500円 月額上限3万円 〔送迎実施による加算〕1人につき送迎1回当たり200円 月額上限2万円

補助対象経費

住民主体訪問型サービス

- ・コーディネーター等にかかる人件費
- ・事務費、事業費
- ・賃借料(家賃等)
- ・その他(市長が必要と認めるもの)

移動支援訪問型サービス(I)

- ・コーディネーター等にかかる人件費
- ・事務費、事業費
- ・賃借料(家賃等)
- ・その他(市長が必要と認めるもの)

移動支援訪問型サービス(II)

- ・コーディネーター等にかかる人件費
- ・事務費、事業費
- ・賃借料(家賃等)
- ・送迎燃料費
- ・その他(市長が必要と認めるもの)

住民主体通所型サービス

- ・コーディネーター等にかかる人件費
- ・事務費、事業費
- ・賃借料(家賃等)
- ・送迎燃料費
- ・その他(市長が必要と認めるもの)